

表 2-1 技術者有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験（3年又は5年））

「4」…法第7条第2号ロ該当（実務経験10年以上）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格者等）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号イ該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号ロ該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	一級 建設機械施工管理技士 *13	7				7							7																	
12	二級 建設機械施工管理技士（第1種～第6種） *13	7				7							7																	
13	一級 土木施工管理技士 *4	7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※		7※		7※		7※	7		7※	7	
1H	一級 土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7※		7※	7※		7※	7※	
14	二級 土木施工管理技士（土木） *4	7			7〇	7	7	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7		7〇	7	
1J	二級 土木施工管理技士補（土木）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
15	二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
1K	二級 土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
16	二級 土木施工管理技士（薬液注入）				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
1L	二級 土木施工管理技士補（薬液注入）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
20	一級 建築施工管理技士 *4	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	
2C	一級 建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※
21	二級 建築施工管理技士（建築） *4	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7	
22	二級 建築施工管理技士（躯体） *4		7	7〇	7	7〇	7〇	7〇			7	7	7			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7	
23	二級 建築施工管理技士（仕上げ）		7	7	7〇	7	7			7	7〇			7	7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	
2D	二級 建築施工管理技士補		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
27	一級 電気工事施工管理技士								7												7※								7※	
2E	一級 電気工事施工管理技士補																				7※								7※	
28	二級 電気工事施工管理技士								7												7〇								7〇	
2F	二級 電気工事施工管理技士補																				7〇								7〇	
29	一級 管工事施工管理技士								7			7※	7※	7※							7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
2G	一級 管工事施工管理技士補											7※	7※	7※							7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
30	二級 管工事施工管理技士								7			7〇	7〇	7〇							7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
3A	二級 管工事施工管理技士補											7〇	7〇	7〇							7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
31	一級 電気通信工事施工管理技士																						7							
32	二級 電気通信工事施工管理技士																						7							
33	一級 造園施工管理技士				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7	7	7	7	7	7	7	
3D	一級 造園施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7	7	7	7	7	7	7	
34	二級 造園施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7	7	7	7	7	7	7	
3E	二級 造園施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7	7	7	7	7	7	7	
37	一級 建築士	7	7				7			7	7									7										
38	二級 建築士	7	7				7			7										7										
39	木造建築士			7																										
41	建設・総合技術監理（建設） *5	7				7			7				7	7									7						7	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） *5	7				7			7			7	7	7									7						7	
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																								
44	電気・電子・総合技術監理（電気・電子）								7														7							
45	機械・総合技術監理（機械）																					7								
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7													7								
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																	7			
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7															7		7			
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7															
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7						
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7						
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																	7			
54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																	7		7	

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	登録トンネル基幹技能者				7																								
	登録建設塗装基幹技能者																	7											
	登録左官基幹技能者				7																								
	登録機械土工基幹技能者				7																								
	登録海上起重基幹技能者													7															
	登録PC基幹技能者				7							7																	
	登録鉄筋基幹技能者											7																	
	登録圧接基幹技能者											7																	
	登録型枠基幹技能者			7																									
	登録配管基幹技能者									7																			
	登録鳶・土工基幹技能者				7																								
	登録切断穿孔基幹技能者				7																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			7									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7			
	登録エクステリア基幹技能者				7	7				7																			
	登録建築板金基幹技能者							7									7												
	登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7										
	登録ダクト基幹技能者									7																			
36 *6	登録保温保冷基幹技能者																					7							
	登録グラウト基幹技能者				7																								
	登録冷凍空調基幹技能者									7																			
	登録運動施設基幹技能者					7							7												7				
	登録基礎工基幹技能者					7																							
	登録タイル張り基幹技能者										7																		
	登録標識・路面標示基幹技能者					7													7										
	登録消火設備基幹技能者																											7	
	登録建築大工基幹技能者			7																									
	登録硝子工事基幹技能者																												
	登録土工基幹技能者					7																							
	登録ALC基幹技能者										7																		
	登録ウレタン断熱基幹技能者																						7						
	登録発破・破砕基幹技能者					7																							
	登録建築測量基幹技能者					7																							
	登録解体基幹技能者																												7
	登録圧入工基幹技能者					7																							
	登録送電線工事基幹技能者					7			7																				
	登録さく井基幹技能者																										7		
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和1年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

表2-2 技術者有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
 「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

■は指定建設業7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3	3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業 「技術検定」	11	一級 建設機械施工管理技士 *13	9											9																
	12	二級 建設機械施工管理技士(第1種~第6種) *13					8																							
	13	一級 土木施工管理技士 *4	9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9		9	8※		8※				8※	9	8※	9		
	1H	一級 土木施工管理技士補				8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※			8※	8※		8※				8※	8※	8※	8※	8※	8※	
	14	二級 土木施工管理技士(土木) *4				8〇	8	8	8〇			8〇	8〇	8			8〇	8〇		8〇		8〇		8〇	8	8	8〇	8	8	
	1J	二級 土木施工管理技士補(土木)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	15	二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8	8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	1K	二級 土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	16	二級 土木施工管理技士(薬液注入)				8〇	8	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	1L	二級 土木施工管理技士補(薬液注入)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	20	一級 建築施工管理技士 *4		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9			9	8※	8※	8※	9
	2C	一級 建築施工管理技士補				8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※
	21	二級 建築施工管理技士(建築) *4				8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8
	22	二級 建築施工管理技士(躯体) *4				8	8〇	8	8〇	8〇			8	8			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8
	23	二級 建築施工管理技士(仕上げ)				8	8	8〇	8	8			8	8〇			8	8	8	8	8	8〇	8			8	8〇	8〇	8〇	8〇
	2D	二級 建築施工管理技士補				8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
	27	一級 電気工事施工管理技士								9												8※							8※	
	2E	一級 電気工事施工管理技士補																				8※							8※	
	28	二級 電気工事施工管理技士																				8〇							8〇	
	2F	二級 電気工事施工管理技士補																				8〇							8〇	
29	一級 管工事施工管理技士								9			8※	8※	8※							8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
2G	一級 管工事施工管理技士補											8※	8※	8※							8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
30	二級 管工事施工管理技士											8〇	8〇	8〇							8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
3A	二級 管工事施工管理技士補											8〇	8〇	8〇							8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
31	一級 電気通信工事施工管理技士																						9							
32	二級 電気通信工事施工管理技士																						8							
33	一級 造園施工管理技士					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※			8※	8※		8※			9	8※	8※	8※	8※	8※	8※	
3D	一級 造園施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※			8※	8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※	
34	二級 造園施工管理技士					8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
3E	二級 造園施工管理技士補					8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
建築士法 「建築士試験」	37	一級 建築士		9	9			9			9	9								9										
	38	二級 建築士			8			8			8									8										
	39	木造建築士			8																									
技術士法 「技術士試験」	41	建設・総合技術監理(建設) *5	9				9		9				9	9									9					9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) *5	9				9		9				9	9									9					9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9				9																							
	44	電気・電子・総合技術監理(電気・電子)							9														9							
	45	機械・総合技術監理(機械)																					9							
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)									9												9							
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)										9															9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										9														9	9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9				9									9														
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																							9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9				9																		9					
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									9																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									9																9				
54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									9																9	9			

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
36 *6	登録トンネル基幹技能者					8																								
	登録建設塗装基幹技能者																	8												
	登録左官基幹技能者				8																									
	登録機械土工基幹技能者					8																								
	登録海上起重基幹技能者																8													
	登録PC基幹技能者					8							8																	
	登録鉄筋基幹技能者												8																	
	登録圧接基幹技能者												8																	
	登録型枠基幹技能者				8																									
	登録配管基幹技能者																													
	登録薦・土工基幹技能者					8																								
	登録切断穿孔基幹技能者					8																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
	登録エクステリア基幹技能者					8	8			8																				
	登録建築板金基幹技能者							8								8														
	登録外壁仕上基幹技能者				8													8	8											
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																					8								
	登録グラウト基幹技能者					8																								
	登録冷凍空調基幹技能者																													
	登録運動施設基幹技能者					8																								
	登録基礎工基幹技能者					8																								
	登録タイル張り基幹技能者										8																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					8												8												
	登録消火設備基幹技能者																												8	
	登録建築大工基幹技能者				8																									
	登録硝子工事基幹技能者																	8												
	登録土工基幹技能者					8																								
	登録ALC基幹技能者										8																			
登録ウレタン断熱基幹技能者																					8									
登録発破・破砕基幹技能者					8																									
登録建築測量基幹技能者					8																									
登録解体基幹技能者																													8	
登録圧入工基幹技能者					8																									
登録送電線工事基幹技能者					8																									
登録さく井基幹技能者																									8					
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和2年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）